

「宮城県中小企業等再起支援事業補助金」の申請受付開始

1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、大変厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、「販路開拓」及び「生産性向上」並びに「感染防止対策」に係る新たな取り組みを支援します。

(1) 補助対象者

県内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者等（個人事業主，NPO法人含む）

ただし、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得した飲食店を営む中小企業・小規模事業者等については、県外に本社・本店を有する事業者であっても、県内で営業する飲食店に係る事業を実施する場合には、補助対象とする。

※新型コロナウイルスの影響により令和3年1月以降申請日の前月までのいずれか1か月間の売上高が、平成31年～令和3年の同月比で30%以上減少している事業者を対象としています。

(2) 補助対象事業等

補助対象事業	対象となる事業の例
<ul style="list-style-type: none">○販路開拓に関する事業○生産性向上に関する事業○感染防止対策に関する事業 ※業種別ガイドラインに基づく 取組のみ対象 <p>補助率：2/3以内 補助限度額：1,000千円 (下限額：300千円)</p>	<p>【販路開拓・生産性向上に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット販売の強化・導入費・Wi-Fi設備やキャッシュレス機器導入費・新商品開発のための機械購入費・販路開拓・生産性向上を目的とした店舗リニューアルに係る改装費 (単なる修繕，自社施工の場合の原材料費等は除く) <p>等</p> <p>【感染防止対策に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・啓発用ポスター，チラシの作成費・アクリル板・防護スクリーンの購入，施工換気設備(換気扇，空気清浄機等※)，サーモカメラの購入，施工(※)原則として，施工工事が伴うもの・感染防止対策を目的とした店舗リニューアルに係る改装費 (単なる修繕，自社施工の場合の原材料費等は除く) <p>等</p>

2 申請受付

(1) 申請受付期間 令和4年4月1日（金）～5月31日（火）（郵送：当日消印有効）

※ただし、予算上限に達する見込みとなった場合、受付を終了する場合があります。

(2) 申請手続き等



詳しくは、みやぎおうえんコンソーシアム（補助金事務局）のホームページを確認いただき、受付期間内に郵送により申請してください。

(申請窓口・補助金事務局)

みやぎおうえんコンソーシアム

専用ホームページ URL : <https://miyagi-chusho-saiki.jp/r4>

コールセンター：022-266-3821（平日午前10時から午後5時まで）※専用のコールセンターを開設し、申請に関する相談をお受けします。